

広島市週休2日工事試行要領（建築・設備工事）

（趣旨）

第1条 本要領は、広島市発注の建築・設備工事における働き方改革促進の一環として週休2日工事を試行実施するにあたり必要な事項を定め、持続可能な建設産業の確保に向けた労働環境の改善を目的とする。

（定義）

第2条 本要領における「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（原則として、土曜日と日曜日とする。）又は現場休息とすることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完了日までの期間（現場での作業期間）をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。

3 「工事着手日」とは、準備工事以降の現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

4 「工事完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日をいう。

5 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

6 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

7 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第3条 対象工事は、原則、広島市が発注する全ての建築・設備工事とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （1）災害復旧工事等の緊急を要する工事
- （2）現場条件や施工期間（対象期間）の制約が厳しい工事
- （3）現場での実作業日数が1週間未満の工事

（実施方法）

第4条 発注者は、特記仕様書に「週休2日工事」である旨を明記するものとする。

- 2 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。
- 3 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を発注者に書面にて報告するものとする。

(現場閉所(現場休息)の確認方法等)

第5条 発注者は、以下の方法により現場閉所(現場休息)の確認等を行う。

(1) 工事着手前

- ア 監督員は、「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した「休日等取得計画表兼実績表(別紙1)」を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

(2) 工事着手後

- ア 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した「休日等取得計画表兼実績表(別紙1)」を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。
- イ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所(現場休息)日」が記載された「休日等取得計画表兼実績表(別紙1)」により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)日数を確認する。
- ウ 受注者は、監督員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため「工事週報(週休2日工事用)(別紙2)」に現場閉所(現場休息)日の計画と実績を記入し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

- ア 監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- イ 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ない場合は、監督員との協議により、対象期間内において振替日を設定できるものとする。
- ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。
- エ 工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- オ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うこ

とができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(4) 週休2日工事の見える化

受注者は、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

<p>週休2日工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む試行工事です。</p> <p>発注者：広島市〇〇局〇〇課</p> <p>受注者：〇〇建設株式会社</p>

(5) 適正な工期の確保

発注者は、工事着手日選択型契約方式を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

なお、新築・増築工事の工期の設定にあたっては（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を参考活用する。

(6) 「休日等取得計画表兼実績表」等の提出又は掲示資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完成後に判明した際には、指名停止となる場合がある。

(設計変更)

第6条 現場閉所（現場休息）の状況を確認後、第7条第1項（1）から（3）までの現場閉所（現場休息）の状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、広島市建設工事請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。ただし、受注者の申し出により請負代金額を変更しないことができる。

なお、4週6休に満たない場合及び受注者が週休2日の取組を希望しない場合については、変更の対象としない。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、公共建築工事積算基準等による工事においては表1の区分により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて設計変更するものとし、土木工事標準積算基準書及び下水道用設計標準歩掛表による設備工事においては表2の区分により労務費及び経費（機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率）に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

表1

現場閉所（現場休息）の状況	補正係数
4週8休以上 （現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）	労務費：1.05
4週7休以上4週8休未満 （現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）	労務費：1.03
4週6休以上4週7休未満 （現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）	労務費：1.01

表2

現場閉所（現場休息）の状況	補正係数
4週8休以上 （現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）	労務費：1.05 機械経費（賃料）：1.04 共通仮設費率：1.04 現場管理費率：1.06
4週7休以上4週8休未満 （現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）	労務費：1.03 機械経費（賃料）：1.03 共通仮設費率：1.03 現場管理費率：1.04
4週6休以上4週7休未満 （現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）	労務費：1.01 機械経費（賃料）：1.01 共通仮設費率：1.02 現場管理費率：1.03

(工事成績評定)

第8条 発注者は、対象期間において4週6休以上を確保できた場合は、工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理」の「その他」及び「5. 創意工夫」において評価するものとする。なお、4週6休以上を確保できなかった場合において、減点（ペナルティ）は行わないも

のとする。

- 2 週休2日（4週8休）を達成できた場合は、受注者へ通知する「工事成績総括評定書」の「8. その他特記事項」において施工実績を証明する。なお、工事成績評定の対象とならないものについては、「休日等取得計画表兼実績表」により施工実績を証明する。

（アンケート調査）

第9条 週休2日工事の検証を行うために、受注者は「週休2日工事」の実施希望の有無に関わらず、別に定めるアンケートに回答すること。回答したアンケート用紙は、完成検査までに監督員に提出すること。

（総合評価落札方式）

第10条 週休2日を達成した場合は、総合評価落札方式における週休2日工事の施工実績として認められる。

（その他）

第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和元年9月10日から施行する。

（適用）

- 2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年7月28日から施行する。

（適用）

- 2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年2月17日から施行する。

（適用）

- 2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。
(施行期日)
- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 この要領は、施行日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。